

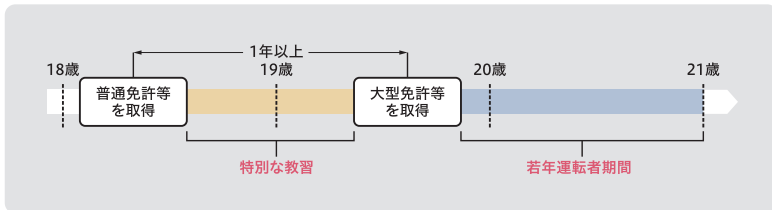
5月13日 道路交通法改正 「大型・中型免許取得の受験資格」が変わりました

道路交通法改正により、普通自動車免許などの取得後1年が過ぎ「一定の教習を修了した場合」は、大型自動車免許および中型自動車免許の運転免許試験を受験可能となります。

●受験資格について

	改正前	改正後(2022年5月13日～)
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ●大型免許 →21歳以上かつ、普通免許等保有3年以上 ●中型免許 →20歳以上かつ、普通免許等保有2年以上 	<p>19歳以上かつ普通免許等保有1年以上 (特別な教習を修了した者※)</p> <p>※大型・中型免許の受験資格で担保している資質を特別な教習により、年齢要件が担保する「自己制御能力」および経験年数要件が担保する「危険予測・回避能力」を養成</p>
補足	第二種免許取得者、自衛官等の受験資格の特例あり	免許取得前後の「安全対策」を整備

●改正内容イメージ



●免許取得前後の「安全対策」について

安全対策		
	免許取得前 (特別な教習)	免許取得後 (若年運転者講習)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇教習内容 <ul style="list-style-type: none"> ・技能録画(実車) ・性格と運転の概要(座学) ・運転適性検査の結果・録画映像に基づく個別の指導(座学・実車) ・危険予測・回避能力の養成に資する指導(座学・実車) ◇時限数:36時限以上(適性・技能) ◇指導員:運転適性検査・指導については、73C型による運転適性検査を行うことができる運転適性指導員が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◇大型免許は21歳、中型免許は20歳に達するまでの間(若年運転者期間)に、違反点数が一定の基準※1に達した場合に該当する違反行為を行った場合は、「若年運転者講習」の受講を義務付け※2 ※1 累積違反点数が3点以上(ただし、1回の違反で3点となる場合を除く) ※2 受講しなかった場合および受講後に再び基準に該当する違反行為を行った場合は、特例を受けて取得した免許の取り消し ◇講習時間:9時間

出典:公益社団法人 全日本トラック協会「道路交通法「自動車の積載の制限および大型・中型免許取得の受験資格」が変わります」